

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正について

1. 概要

(1) 廃棄物処理法施行規則の一部改正

保管基準における使用済自動車等に係る保管の高さ及び数量に係る規定の創設

使用済自動車等の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）の完全施行（平成 17 年 1 月 1 日）により、使用済自動車等は全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることとなるため、使用済自動車等の形状や保管の実態に即した保管基準を設けるものである。

(改正の内容)

ア 使用済自動車及び解体自動車のうち圧縮していないものを保管する場合の保管の上限は、次に定める高さを超えないようにすること。

保管の場所の囲いから 3 メートル以内の範囲内にあつては、3 メートルを超えない高さ

保管の場所の囲いから 3 メートル以上内側にあつては、4.5 メートルを超えない高さ

イ 使用済自動車及び解体自動車のうち圧縮していないものを保管する場合は、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とすること。

BSE（牛海綿状脳症）に係る産業廃棄物処理業の業の許可の特例の創設

BSE に対する昨今の規制の強化によって、死亡牛が明確に廃棄物として扱われることを受け、現状の死亡牛の収集・運搬・処分の実態を踏まえ、産業廃棄物処理業の業の許可の特例を設けるものである。

(改正の内容)

ア 第 9 条（産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）に死亡牛の収集・運搬を業として行う者を追加すること。

イ 第 10 条の 3（産業廃棄物処分業の許可を要しない者）に化製場において死亡牛の処分を業として行う者を追加すること。

ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令に関する所要の規定の整理

ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 519 号）において、4 - クロロフタル酸水素ナトリウム製造に係る施設及び 2 , 3 - ジクロロ - 1 , 4 - ナフトキノン製造に係る施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものであって一定濃度を超えてダイオキシン類を含むものを特別管理産業廃棄物として追加したことを受け、所要の規定の整理を行うものである。

(改正の内容)

ア 新たに特別管理産業廃棄物として追加されたものであって既存施設から排出された汚泥等については、平成 16 年 6 月 30 日までの間は特別管理産業廃棄物となるダイオキシン類の量の基準等を適用しないこととすること。(附則関係)

イ 新たに特別管理産業廃棄物として追加されたものであって既存施設から排出された汚泥等(廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)の処理方法として、現行の廃棄物焼却炉等と同様に、セメント固化等の処理を行うことができることとすること。(附則関係)

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正

ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令を受け、所要の規定の整理を行うものである。

2. 施行期日

(1) については平成 17 年 1 月 1 日

(1) 及び 並びに (2) については平成 16 年 1 月 1 日